

一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構と称する。
英文では、Japan Services Agency for Remuneration Receipt and Distribution（略称 JSARRD）と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 本法人は、日本国内外の言語、美術、地図、図形、写真その他の著作物（以下、「言語及び視覚芸術分野の著作物」という）の権利を有する者（以下「権利者」という。）に対し、補償金、使用料その他の著作物の利用の対価（以下、「補償金等」という）が円滑に分配されるよう支援することを目的に、次の事業を行う。

- (1) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会又は一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会が徴収した補償金のうち外国権利者分の分配支援業務（言語及び視覚芸術分野の著作物（ただし公益社団法人日本複製権センター及び一般社団法人学術著作権協会が管理委託を受けている分野の著作物）に限る）
- (2) 海外の複製権等管理機構（以下、「海外 RRO」という）が徴収した日本の著作物に係る使用料及び補償金の国内権利者団体等への分配支援業務
- (3) 海外 RRO との連絡調整業務
- (4) 国内外の使用料及び補償金の分配方法等の調査研究
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 会員

(本法人の会員)

第4条 本法人の会員は、著作者の権利の管理を目的とする団体であって、本法人の目的に賛同し、本法人の事業の実施にあたってその運営に参画するために入会したものとする。

- 2 会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法

人法」という)の社員とする。

(会員資格の取得)

第5条 本法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員は、会員に関する権利を行使する1名を、その会員の役員の中から定め、本法人に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(会 費)

第6条 会員は、社員総会の決議によって定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、本法人の法人管理に要する経費に充てる。

3 既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次のいずれかに該当するときはその会員資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 会員が解散したとき

(3) 破産手続き開始の決定を受けたとき

(4) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき

(5) 1年分以上の会費を滞納したとき

(6) 除名されたとき

(退 会)

第8条 会員は、退会届を本法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 前各号に掲げる場合のほか、除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名する場合は、除名の決議を行なう社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知するとともに、社員総会の場において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、社員総会に出席し、議決権を行使することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第12条 社員総会は、次条第6項の書面又は電磁的方法に記載された当該社員総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

2 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員（以下「理事及び監事」をいう。）の選任又は解任
- (2) 役員の報酬の額の決定又は変更
- (3) 定款の変更
- (4) 会費の額の決定又は変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第13条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3箇月以内に招集する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

3 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

4 総会員の5分の1以上の会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会の招集を請求することができる。

5 法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会を開催するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使す

ることができることとするときは、その旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

- 6 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の前1週間前までに、会員に対して必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 7 社員総会の開催にあたり、理事会が第5項第3号の議決権を行使することができることを決議したときは、会員に対し、2週間前までに、前項に記載の書面又は電磁的方法により、通知を発しなければならない。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事をもって充てる。

(決 議)

第15条 社員総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すべきものとして法令で定める事項
- 3 役員を選任するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事会が決議した場合は、会員は、電子情報処理システムを利用して音声と映像を送受信する方法により社員総会に参加することができる。電子情報処理システムを利用して音声と映像を送受信する方法により参加した会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(代理人又は書面等による議決権の行使)

第16条 会員は、代理人（本法人の理事に限る。）によって議決権を行使することができる。この場合においては、代理人は、委任状（代理権を証明する書面

をいう)を本法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権を証明する書面は、本法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 3 第一項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 4 書面による議決権の行使は、議決権行使書に記載された期限までに、必要な事項を記載した議決権行使書面又は電磁的方法により本法人に提出して行う。
- 5 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、代表理事及び出席した1人以上の理事が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、理事長1名を選定し、理事長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事のうち、必要に応じ常務理事3名以内を選定することができる。常務理事をもって業務執行理事(法人法上の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ)とする。
 - 4 理事長及び常務理事以外の理事のうち、この法人の業務を執行するため、業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第20条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事のうち3名以内は、学識経験者又は文化関係者のうちから選任することができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人の業務を総理し、本法人を代表する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

4 理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること

(5) 前項の報告をするために必要があると認めるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、理事会を招集すること

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること

(7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為に

よってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員の任期)

第23条 本法人の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第19条第1項で定めた役員定数が欠けた場合は、その辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(役員の報酬)

第25条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のために行なう本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のために行なうこの法人との取引

(3) 本法人が理事の債務を保証することのほか、理事以外の者との間において行なう本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行なった理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は制限)

第27条 本法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

第29条 理事会は、社員総会に提出する議案に関する事項のほか、次に掲げる事項について審議、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 内部規則の制定、改正及び廃止
- (3) 社員総会の招集決定
- (4) 理事長、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職
- (5) 本法人への入会の承認
- (6) 前各号のほか理事長が必要と認めて付議した事項

(招 集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、役員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きをとることなく開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、代表理事をもって充てる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条に規定する要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録が書面によって作成されているときは、出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第7章 会 計

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)及び(2)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 事業報告書

(費用の支弁)

第36条 本法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 会費

(2) 受託事業から生じる手数料収入

(3) 基金

(4) その他の収入等

2 本法人の経費は、前項の収入によって支弁する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第 3 8 条 本法人は、社員総会の決議その他の法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 3 9 条 本法人が解散した場合の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 4 0 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 0 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 4 1 条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 1 章 公 告

(公 告)

第 4 2 条 本法人の公告の方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 附 則

(最初の事業年度)

第 4 3 条 本法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 法人の設立時代表理事、理事及び監事の住所及び氏名は以下の通りである。

設立時代表理事

住所 氏名

藤原 誠

設立時理事

住所 氏名

藤原 誠

住所 氏名

川瀬 真

住所 氏名

壹貫田 剛史

住所 氏名

松本 宏

住所 氏名

石島 寿道

住所 氏名

望月 一登

住所 氏名

川寄 英輝

住所 氏名

平井 彰司

住所 氏名

笹平 直敬

設立時監事

住所 氏名

大塚 大

(設立時社員の住所及び名称)

第45条 設立時社員の住所及び名称は、次のとおりである。

設立時社員

東京都港区愛宕一丁目3番4号愛宕東洋ビル7F

公益社団法人日本複製権センター

代表理事 川瀬 真

東京都港区赤坂九丁目6番41号

一般社団法人学術著作権協会

代表理事 松本 宏

東京都千代田区内幸町二丁目2番1号

一般社団法人新聞著作権協議会

代表理事 森本 英彦

東京都千代田区一番町 25 番

日本著作者団体連合

理事長 棚井 文雄

(法令の準拠)

第 4 6 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構を設立するため、設立時社員公益社団法人日本複製権センター、一般社団法人学術著作権協会、一般社団法人新聞著作権協議会、日本著作者団体連合の定款作成代理人である行政書士大塚大は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

2023年10月13日

設立時社員

公益社団法人日本複製権センター	代表理事	川瀬 真
一般社団法人学術著作権協会	代表理事	松本 宏
一般社団法人新聞著作権協議会	代表理事	森本 英彦
日本著作者団体連合	理事長	棚井 文雄

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都大田区上池台一丁目 34 番 2 号

行政書士 大塚 大